

# サン・ポート通信

令和2年2月  
vol.59



令和2年 年頭のごあいさつ

組合長 田頭 喜久己

明けましておめでとうございませす。

年頭にあたりまして謹しんでごあいさつ申し上げます。

さて、サン・ポートは平成15年4月から操業を開始しまして、17年が経過しようとしております。令和2年度は平成29年度から4年間で実施しています施設の大規模改修工事の最終年度です。老朽化した設備の改修を万全に行い、安心安全な操業が続けられるよう、より一層努力して参る所存です。

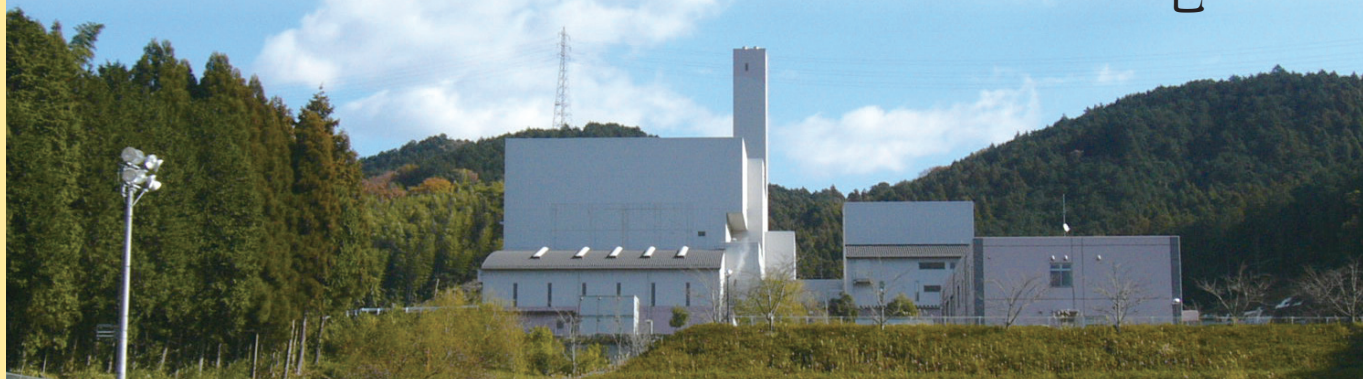
サン・ポートでは、運営コスト削減のため、施設の運営を令和2年度から「長期包括運営委託」方式に切り替えます。施設の運営を単年度契約から複数年度契約に切り替えたことにより、8年間で約5億円の経費を削減することが可能となりました。

また、リサイクル工房では、近隣施設の状況を参考に、受益者負担の考えから、昨年12月の展示会からオークションによるリユース品の販売を実施させていただいております。12月の展示会では約45万円の収益がありました。この収益はサン・ポートの運営費用にあてさせていただきます。

リサイクル工房の取り組みによって、一人でも多くの方に「修理して使う」「誰かに譲る」など、ものを大切に使う、ごみを減らす意識を持っていただければ幸いです。

今後ともサン・ポート、リサイクル工房の取り組みにご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本年が皆様にとりまして輝かしい年でありますように心から祈念しまして新年のごあいさついたします。



## 目次

- 排ガスの測定結果……………P2
- 入札結果について……………P2
- リサイクル工房通信……………P3
- ごみの直接搬入に関するお願い……………P4
- 資源ごみの回収について……………P4

## 排ガスの測定結果

**注記** 下記濃度はすべて O<sub>2</sub>濃度 12%換算値とします。

- ※1：計画目標値は、施設運転上の自主規制値であり、国が定めている規制値より厳しい数値にしています。  
 ※2：硫黄酸化物濃度の<5は、定量下限値5未満を示しています。  
 ※3：< 0.003は、0.003未満を示し、< 0.004は0.004未満を示します。  
 ※4：水銀濃度は、平成30年4月1日から大気汚染防止法の改正による水銀大気排出規制による測定です。  
 ※5：硫黄酸化物濃度の法規制値等のK値17.5は、約2,000ppmに相当します。  
 ※6：法規制値等の新ガイドラインは、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインの事です。  
 ※7：法規制値等のDXN特別措置法は、ダイオキシン類対策特別措置法の事です。

項目/区分	測定結果		※1 計画目標値	法規制値等	規制値等の根拠	備考	
	測定値	判定				測定箇所	測定年月日
窒素酸化物濃度	44 ppm	合格	100 ppm 以下	250 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和元年 5月 31日
	37 ppm	合格				2号煙突	令和元年 7月 3日
硫黄酸化物濃度	※2 < 5 ppm	合格	50 ppm 以下	※5 K値 17.5 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和元年 5月 31日
	14 ppm	合格				2号煙突	令和元年 7月 3日
一酸化炭素濃度	4 ppm	合格	30 ppm 以下	30 ppm 以下	※6 新ガイドライン	1号煙突	令和元年 5月 31日
	4 ppm	合格				2号煙突	令和元年 7月 3日
塩化水素濃度	17 ppm	合格	50 ppm 以下	430 ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和元年 5月 31日
	19 ppm	合格				2号煙突	令和元年 7月 3日
ばいじん濃度	※3 < 0.003g/Nm <sup>3</sup>	合格	0.02 g/Nm <sup>3</sup> 以下	0.08 g/Nm <sup>3</sup> 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和元年 5月 31日
	※3 < 0.004g/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	令和元年 7月 3日
ダイオキシン類濃度	0 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格	0.05 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	※6 新ガイドライン	1号煙突	令和元年 5月 31日
	0.0000063 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	合格		1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下		※7 DXN特別措置法	2号煙突
※4 水銀濃度	0.81 μg/Nm <sup>3</sup>	合格	—	50 μg/Nm <sup>3</sup> 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和元年 5月 31日
	0.44 μg/Nm <sup>3</sup>	合格				2号煙突	令和元年 7月 3日

## 入札結果について

### 引取事業（下半期分）（消費税込価格）

1. 新聞紙引取事業.....176 円/10kg
2. 雑誌引取事業.....137 円/10kg
3. 段ボール引取事業.....132 円/10kg
4. アルミ缶引取事業.....1,210 円/10kg
5. 破碎アルミ引取事業.....385 円/10kg
6. スチール缶引取事業.....215 円/10kg
7. 破碎スチール引取事業.....125 円/10kg
8. 金属類引取事業.....121 円/10kg

### 委託事業（消費税込価格）

1. グラウンド夜間照明 LED 設備修繕事業.....4,125,000 円
2. ごみ処理施設整備検討委員会支援業務.....1,540,000 円
3. 長期包括運営委託業務（令和2年度～令和9年度）.....8,910,000,000 円

令和2年  
2月

# 「リサイクル工房」通信

☎(0946)  
23-1590

## 第66回リサイクル品展示会のご報告

令和元年12月7日・8日にオークション形式としては初のリサイクル品展示会を開催いたしました。2日間で1,023枚の札入れがあり、展示品260品のうち197品が落札となりました。多数ご参加いただきまして、ありがとうございました。今後とも皆様のご参加をお待ちしております。

## 第67回リサイクル品展示会開催のご案内

※今後の展示会はすべてオークション形式での開催です。

**日時：**令和2年3月7日(土)・8日(日) 午前9時30分～午後4時まで

**場所：**甘木・朝倉・三井環境施設組合「サン・ポート」リサイクル工房棟

**展示品：**家具・家電製品・自転車類・その他(食器・遊具類・時計・調理器具・花瓶・小物類)

**参加資格：**※朝倉市・東峰村・筑前町・大刀洗町・久留米市北野町にお住いの18歳以上の方

※落札品の展示場内からの受け渡し(搬出・運搬)を自己責任で行える方

※落札品の瑕疵担保責任を当組合が負わないことをご了承いただける方

**入札：**※ご希望のリサイクル品があれば複数品でも入札できます。

※100円以上10円単位の入札として、最高金額の入札を落札とします。

## 令和2年度 第1回リメイク教室開催のご案内

令和2年4月21日(火)・22日(水)の2日間にわたり、リサイクル工房において第1回リメイク教室を開催いたします。筑前町手芸ボランティア『野いちごの会』の皆様にご指導いただき、不用品として収集された着物を活かして「創作作品」を作ります。皆様のご参加をお待ちしております。

☆申込受付 4月6日(月)8時30分から 電話受付開始

☆定員 15名(先着順)

☆対象は組合圏内(朝倉市・東峰村・筑前町・大刀洗町・久留米市北野町)にお住まいの方です。



令和2年度のリメイク教室開催予定日

《第2回》 7月21日(火)・22日(水)

《第3回》 10月20日(火)・21日(水)

・・・リメイク教室の様子と作品・・・



## もったいない！捨てればゴミ、生かせば資源

不要になった家具、自転車、家電品等(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン等は除く)の中に、まだ使えるものはありますか？

係員が収集(毎週月曜日から金曜日(祝祭日は除く))に伺いますので、お電話ください。

リサイクル工房では皆様から提供いただいた収集品は係員が補修作業をおこない、リサイクル品展示会に出品させていただいております。

※対象は組合圏内(朝倉市・東峰村・筑前町・大刀洗町・久留米市北野町)にお住まいの方です。

※係員がリサイクル不可と判断した場合は引き取りはしません。ご了承ください。

## ごみ直接搬入に関するお願い

- ごみの飛散防止対策をお願いします。  
(シート掛けなど)
- ごみの搬入時間の厳守をお願いします。

**受付日及び時間**：平日月曜～金曜日及び第3日曜日  
午前9:00～12:00 午後1:00～4:30  
(12月29日、30日の受付は午後4:00までです。)  
※祝日及び12月31日～1月3日の個人搬入は休みです。

飛散し地域住民の方に迷惑をおかけしますので、  
ご協力をお願いします。



**ごみ処理手数料** 家庭系ごみ・事業系ごみ 150円 / 10kg

※ごみの搬入には住所、所在地の確認できるものの提示が必要です。

## 資源ごみの回収について

- 捨てればごみ、分ければ資源

右記のマークが付いたものはリサイクル可能な資源です。近年、特にリサイクル可能な紙やプラスチックが燃えるごみに大量に混入しています。捨てる前に右記マークを確認し、地域の分別回収へ出すなど、ごみ減量にご協力ください。



プラスチック製容器包装



紙製容器包装



飲料用ペットボトル



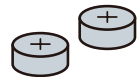
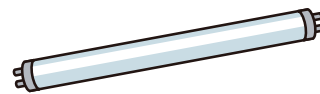
スチール缶



アルミ缶

## 水銀含有物の分別徹底をお願いします

平成30年4月から水銀大気規制が始まっています。更なる有害ごみの分別徹底をお願いします。※おもちゃ、時計等の電池は必ず抜き、有害ごみとして分別をお願いします。対象品目が燃えるごみに混ざらないように十分注意してください。



### 有害ごみ対象品目

蛍光灯、電池類、水銀体温計、そのほか水銀を含むもの

- 「ごみ」に関するお問い合わせは各市町村の環境担当課までお願いします。

朝倉市

環境課 …………… (代表) 0946-22-1111

筑前町

本庁舎 環境防災課 …………… 0946-42-6613

東峰村

小石原庁舎 住民税務課 …………… 0946-74-2311

久留米市北野町

総合支所 環境建設課 …………… 0942-78-3696

大刀洗町

住民課生活環境係 …………… 0942-77-2141

お問合せ先

サン・ポート ☎0946-21-8077 リサイクル工房 ☎0946-23-1590

■サン・ポートホームページアドレス…<http://www.sun-port.org/> 物を大切に使い、みんなでごみを減らしましょう!